



## 学校・警察連携制度に関する協定書

奈良県教育委員会（以下「甲」という。）、奈良県私立中学高等学校連合会（以下「乙」という。）及び奈良県警察（以下「丙」という。）は、県内における児童、生徒及び学生（以下「児童生徒等」という。）の健全な育成を図るため、相互の連携に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、第4条に規定する機関が連携を深めることにより、児童生徒等の安全確保並びに非行等問題行動及び犯罪被害の未然防止を図り、児童生徒等の健全育成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、幼稚園及び大学を除くものをいう。

(2) 警察 奈良県警察本部及び県内の警察署をいう。

（名称）

第3条 この協定に基づく制度の名称は、「学校・警察連携制度」とする。

（連携機関）

第4条 学校・警察連携制度において連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 甲及びその所管する学校

(2) 乙及び乙に加盟する学校法人が県内に設置する学校

(3) この協定に同意した市町村教育委員会及びその所管する学校

(4) この協定に同意した学校法人が県内に設置する学校

(5) この協定に同意した国立大学法人が県内に設置する学校

(6) この協定に同意した独立行政法人国立高等専門学校機構奈良工業高等専門学校（1学年から3学年までの学生に限る。）

(7) 警察

（連携機関の役割）

第5条 連携機関は、学校・警察連携制度の目的のため、必要と認める情報について相互に連絡を行うとともに、必要に応じて協議を行い、具体的な方策を講ずるものとする。

（連絡対象とする事案）

第6条 学校・警察連携制度による学校と警察との連絡の対象事案は、次に掲げるものとする。

(1) 学校から警察への連絡対象事案

ア 児童生徒等の非行等問題行動及びこれらによる被害の未然防止のため、校長（学校の校長をいう。以下同じ。）が警察との連携が必要と認める事案

イ 児童生徒等の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、校長が警察との連携が必要と認める事案

ウ その他学校・警察連携制度の趣旨に鑑み、校長が警察との連携が必要と認める事案

(2) 警察から学校への連絡対象事案

ア 非行少年（犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年）に関する事案。ただし、交通法令違反事案については、次に掲げるものとする。

(7) 逮捕事件（逮捕後に、交通反則通告制度を適用したものを除く。）

(イ) 共同危険行為

(ウ) 無免許運転（14歳に満たない少年の行為も含む。）

(エ) 酒酔い運転

(オ) 酒気帯び運転

(カ) 最高速度超過（30km/h（高速40km/h）以上）

イ 不良行為少年に関する事案

ウ 児童生徒等の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署長が学校との連携が必要と認める事案

エ その他学校・警察連携制度の趣旨に鑑み、警察署長が学校との連携が必要と認める事案

（連絡担当者）

第7条 学校・警察連携制度における連絡担当者は、次のとおりとする。

(1) 学校

校長、副校長、教頭（第4条第6号に掲げる学校にあっては、学生主事）又は校長が指定する生徒指導担当教諭（第4条第6号に掲げる学校にあっては、学生指導担当教員）

- (2) 警察  
ア 前条第1号並びに第2号イ、ウ及びエについては、当該児童生徒等が在籍する学校を所轄する警察署の生活安全課長又は少年担当係の係長  
イ 前条第2号アについては、当該事案を担当・処理する所属の所属長が指定する警部補（同相当職を含む。）以上の警察職員

(連絡の方法)

第8条 原則として、学校及び警察のそれぞれの連絡担当者が直接面談して行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(連絡の内容)

第9条 学校・警察連携制度により学校と警察が連絡する内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象児童生徒等の氏名、学年等
- (2) 検挙又は補導等の年月日
- (3) 連絡対象事案の概要
- (4) その他参考となる事項（指導に関する意見等）

(連携に関する留意事項)

第10条 学校・警察連携制度における連携に当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 各連携機関は、学校・警察連携制度が確実にその機能を果たせるよう、平素から緊密な連携を図ること。
- (2) 各連携機関は、児童生徒等及びその保護者に対して、学校・警察連携制度の趣旨等を周知徹底すること。
- (3) 警察は、検挙・補導等の際、当該児童生徒等及びその保護者に対して、その在籍する学校に当該事案を連絡する旨を伝えること。
- (4) 各連携機関は、提供を受けた情報を慎重に取り扱い、学校・警察連携制度の目的以外に利用すること及び関係者以外に漏らすことのないよう、特に留意すること。
- (5) 学校は、児童生徒等の健全育成が目的であるという学校・警察連携制度の趣旨を十分に踏まえ、当該児童生徒等の懲戒や指導は慎重に行うこと。

(協議)

第11条 甲、乙及び丙は、学校・警察連携制度の運用について、必要に応じて協議を行うものとする。

(改正)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定を改正しようとするときは、あらかじめ、この協定に同意した市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構奈良工業高等専門学校の同意を得るものとする。

(施行期日)

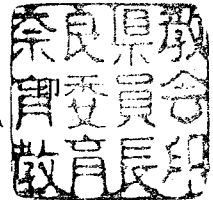
第13条 この協定は、平成29年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、協定書3通を作成し、3者が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月16日

甲 奈良県教育委員会教育長

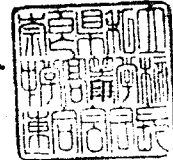
吉田育弘



乙 奈良県私立中学高等学校連合会

会長

田野瀬太樹



丙 奈良県警察本部長

安田浩己

印